

令和元年度 第4回 評議会事前資料－⑤

令和2年度 山梨支部事業計画について



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ

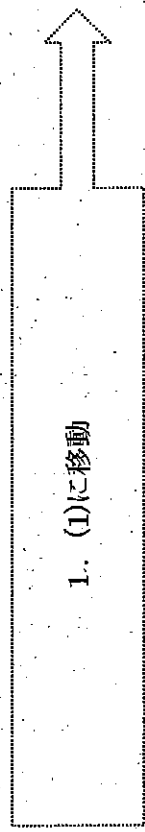
事業計画案 (山梨支部)

令和 2 年度	平成 3 1 年度
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p><u>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させる。また、業務の標準化、効率化、簡素化の取り組みを進める。</u></p> <p>(1) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>お客様満足度調査及び支部に設置した「CS向上検討委員会」を活用したサービス水準の向上に努める。</u> ・ <u>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</u> ・ <u>電話対応時や研修会等において申請書等の郵送での提出を案内するとともに、関係機関に働きかけ、郵送化率の向上を目指す。</u> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100% とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 92.0% 以上とする</p> <p>(2) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T（プロジェクトチーム）にて検討を行い、必要に応じて事業主への立入検査を行う。</u> ・ <u>傷病手当金と障害年金等又は労働者災害補償保険法の休業補償給付との併給調整について、事務手順書等に基づいて実施する。</u> <p>(3) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レセプト内容点検効果向上計画に沿って点検業務を実施することによ</u> 	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <div data-bbox="446 537 574 1153" style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>1.. (6)から移動</p> </div> <p>(1) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T（プロジェクトチーム）の議論を経て事業主への立入検査を適正に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。</u> ・ <u>傷病手当金と障害年金等との併給調整について、事務手順書に基づいて確実に実施する。</u> <p>(2) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会の</u>

<p>り、無駄がなく効果が高いレセプト点検を推進する。</p> <p>■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする</p> <p>(4)柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位（施術箇所が2部位以上）かつ頻回（施術日数が月10日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する<u>文書照会や適正受診の啓発を強化する。</u> <p>■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>(5)あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受領委任制度導入により、<u>文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、不正の疑いのある案件は厚生局に情報を提供する。</u> <p>(6)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、<u>被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</u> 	<p>ノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進するため、<u>自動点検等、システムを効果的に活用し、点検業務の充実を図る。</u></p> <p>■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>医療費の適正化を図るため、レセプト情報を活用し、多受診者に対する適正受診の啓発、指導を実施する。</u> <p>(3)柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者に対する<u>文書照会を強化するために、多部位（施術箇所が2部位以上）かつ頻回（施術日数が月10日以上）の申請について実施する。</u>また、「<u>部位ころがし</u>」と呼ばれる、<u>負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。</u> <p>■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>(4)あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いのある案件は厚生局に情報を提供する。</u> <p>(5)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行う。また、<u>被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</u>
---	---

・償権の早期回収に取り組みとともに、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施により、返納金償権の回収率の向上を図る。

- KPI: ①日本年金機構回収も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 98.2%以上とする
- ②返納金償権（資格喪失後受診にかかるものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする



・発生した償権の早期回収に取り組みとともに、保険者間調整、弁護士名催告の拡大及び法的手続きの積極的な実施により、返納金償権の回収率の向上を図る。

- KPI: ①日本年金機構回収も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 94.0%以上とする
- ②返納金償権（資格喪失後受診にかかるものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

(6) サービス水準の向上

・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

・「CS向上検討委員会」を設置し、窓口・電話対応のスキルアップ等に向けた検討を行う。

- KPI: ①サービススタンダードの達成状況を 100% とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする

(7) 限度額適用認定証の利用促進

・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、医療機関及び市町村窓口申請書を配置することで利用促進を図る。

- KPI: 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85.0%以上とする

(7) 限度額適用認定証の利用促進

・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。また、医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するとともに案内をお願いすることで利用促進を図る。

- KPI: 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする

<p>(8) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を<u>確実に実施する。</u> ・事業所からの被扶養者資格確認リストを<u>確実に回収</u>するため、未提出事業所への<u>勧奨</u>を行う。 ・未送達事業所については<u>所在地調査により送達の徹底</u>を行う。 <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>92.0%</u> 以上とする。</p>	<p>(8) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の<u>確認対象事業所からの提出率を高める</u>ため、未提出事業所への<u>早期勧奨</u>を行う。また、未送達事業所については、<u>調査を行い確実に事業所へ送付</u>する。 <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>89.0%</u> 以上とする。</p>
---	--

<p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 <p>(1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 < I・II・III ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所単位については、健康宣言事業所を中心に健康・医療情報を「見える化」したデータ（<u>事業所カルテ等</u>）を提供し、事業所における健康保持・増進への取り組みを支援する。 ・個人単位については、本部の検討状況を踏まえて対応する。 <p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 < I・II・III ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健康診査・特定保健指導の推進」、「<u>コラボヘルスの取り組み</u>」、「<u>重症化予防対策</u>」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき取り組みを着実かつ効果的・効率的に実施する。なお、<u>6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取り組みを評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取り組みの実効性を高める。また、本部より提供される「支部分別スコアリングレポート」を参考に事業の実施・評価を行う。</u> ・データヘルスの上位目標については、「対象者が必要な治療等を受けることによって糖尿病による人工透析者の新規発生が10%減少する」とする。 	<p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 <p>(1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 < I・II・III ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所単位については、健康宣言事業所を中心に健康・医療情報を「見える化」したデータを提供し、事業所における健康保持・増進への取り組みを支援する。 ・個人単位については、本部の検討状況を踏まえて対応する。 <p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 < I・II・III ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導の推進、コラボヘルスの取り組み、重症化予防対策を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき取り組みを着実かつ効果的・効率的に実施する。 ・データヘルスの上位目標については、「対象者が必要な治療等を受けることによって糖尿病による人工透析者の新規発生が10%減少する」とする。
---	--

<p>i) 特定健康診査受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○健診の受診率向上のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>健診・保健指導カルテ</u>」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態、地域等を選定し、<u>重点的かつ優先的に働きかけること</u>で、<u>効果的・効率的な受診勧奨</u>を行う。併せて<u>ナッジ理論等</u>を活用した受診勧奨を行う。 <p>〈生活習慣病予防健診〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や商工会等と連携し、<u>受診受入人数が不足している地域</u>を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。 ・新規加入の事業所、任意継続被保険者に対し、<u>速やかに対象者を印字した健診対象者一覧表を送付し、受診を促す。</u> ・各健診機関の健診実施者数を設定し、<u>インセンティブを活用して目標達成を促す。</u> ・コロナポータルサイト事業所について、<u>健診受診率 100%</u>となるよう<u>健康情報誌配布等</u>を利用し、<u>受診勧奨</u>を行う。 <p>〈事業者健診データ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会等で案内文の配付を行う。 ・同意書を取得している事業所の進捗管理を行い、<u>事業者健診データ取得の向上を図る。</u> ・同意書未取得の事業所へ<u>文書や電話等により提供勧奨</u>を行う。 <p>〈特定健康診査（被扶養者）〉</p>	<p>i) 特定健康診査受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○健診の受診率向上のための取り組み</p> <p>〈生活習慣病予防健診〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。<u>(重点地域：富士・東部地域)</u> ・新規加入の事業所、任意継続被保険者の確認後速やかに対象者を印字した健診申込書を送付し、<u>受診勧奨</u>を行う。 ・各健診機関の健診実施者数を設定し、<u>インセンティブを活用して目標達成を促す。</u> ・コロナポータルサイト事業所について、<u>実施率 100%</u>となるように働きかける。 <p>〈事業者健診データ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会等で案内文の配付を行う。 ・事業所健診結果データ提供についての同意書を取得している事業所で、<u>これまでデータの提供を受けていない事業所へ改めて提供勧奨</u>を行う。<u>(重点事業所：医療機関、教育庁関係)</u> ・同意書未取得の事業所へ<u>提供勧奨</u>を行うことと、<u>事業者健診データ取得数の増加を図る。</u> <p>〈特定健康診査（被扶養者）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診率向上が期待できる内容の特定健康診査集団健診（血管年齢測
---	---

<p>定付(健診等)の日程を増やす。(重点地域：甲府市内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプショナル測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査を行い、受診行動につなげていく。 ・次年度から特定健康診査の対象となる方(39歳)に対し、健診の受診勧奨を行う。 ・受診率が低い市町村を中心に市町村の健診に合わせた受診勧奨を実施するとともに、<u>等新たな提案を市町村に対して行う。</u> <p>○被保険者(40歳以上)(受診対象者数：104,581人)</p> <p>■KPI</p> <p>①生活習慣病予防健診 受診率 72.7%以上とする (受診見込者数：76,000人)</p> <p>②事業者健診データ 取得率 4.2%以上とする (取得見込者数：4,400人)</p> <p>○被扶養者(受診対象者数：27,895人)</p> <p>■KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率 49.1%以上とする (受診見込者数：13,700人) <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○特定保健指導実施率向上への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初 	<p>定付(健診等)の日程を増やす。(重点地域：甲府市内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取組みを踏まえうえで、オプショナル測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査を行い、受診行動につなげていく。 ・次年度から特定健康診査の対象となる方(39歳)に対し、健診の受診勧奨を行う。 ・市町村の健診に合わせた受診勧奨を実施するとともに、特定健康診査を共同で実施することを検討する。 <p>・地域職域保健連携推進協議会や該当事業所と連携し、被保険者を通じて受診勧奨を実施する。</p> <p>○被保険者(40歳以上)(受診対象者数：104,263人)</p> <p>■KPI</p> <p>①生活習慣病予防健診 実施率 71.8%以上とする (実施見込者数：74,900人)</p> <p>②事業者健診データ 取得率 4.0%以上とする (取得見込者数：4,170人)</p> <p>○被扶養者(受診対象者数：28,771人)</p> <p>■KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 47.4%以上とする (実施見込者数：13,650人) <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○特定保健指導実施率向上のためへの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診機関に働きかける。加えて、平成30年度
--	--

<p>回面談の実施について、<u>健診機関に働きかける。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。併せてナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。</u> ・平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法（<u>健診当日指導等</u>）を実施する。 <p>〈被保険者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導キャンペーン事業所の対象者（40歳から45歳）に向けて、<u>健診結果データを分析した「個別アドバイスシート」を同封した保健指導勧奨を行う。</u> ・コラボヘルスエントリ-事業所について、<u>保健指導実施率100%となるよう健康情報誌の配布時等を利用し、実施勧奨を行う。</u> ・運送業等、生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断を実施している事業所に働きかけ、<u>健診日に特定保健指導を実施する。</u> ・対象者が80人以上いる事業所で、<u>特定保健指導の利用がない事業所を訪問等により勧奨し、利用を促す。</u> <p>〈被扶養者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血管年齢や骨密度測定等をセットした特定保健指導の場を設定し、<u>利用を促す。</u> ・市町村や健診機関と連携し、健診時に保健師等を派遣して健診当日指導を実施する。 ・健診機関と連携し、商業施設を利用した健診実施日に特定保健指導の初回面接分割実施を行う。 ・市町村や健診機関の協力のもと、健診結果説明会を利用した特定保健指導の実施について検討する。 	<p>からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。</p> <p>〈被保険者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導キャンペーン事業所の対象者に対し、<u>個別に勧奨を行うとともに健康づくり資料を送付する。</u> ・特定保健指導キャンペーン事業所に対し、<u>電話や訪問により利用勧奨を行う。</u> ・コラボヘルスエントリ-事業所について、<u>実施率100%となるよう働きかける。</u> ・運送業等、生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断を実施している事業所に働きかけ、<u>健診日の特定保健指導実施を導入する。</u> <p>〈被扶養者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血管年齢や骨密度測定等をセットした特定保健指導の場を設定し、<u>利用を促す。</u> ・市町村と連携し、健診時に保健師等を派遣して健診当日指導を実施する。 ・健診機関と連携し、商業施設を利用した健診実施日に特定保健指導の初回面接分割実施を行う。 ・市町村や健診機関の協力のもと、健診結果説明会を利用した特定保健指導の実施について検討する。
---	--

<p>○特定保健指導対象者減への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度実施した複数年の特定健康診査結果に基づく生活改善勧奨の評価を行い、次年度以降の事業に結び付ける。 ・支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導を実施する。 ・評価終了者及び支援中断者へアンケートを実施し、その結果に基づき、より効果的な指導方法を検討する。 <p>■KPI：特定保健指導の実施率を <u>20.6%</u>以上とする (実施見込者数： <u>3,565</u>人 実施対象者数： <u>17,325</u>人)</p> <p>○被保険者（受診対象者数：<u>16,160</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 <u>21.4%</u>とする (実施見込者数：<u>3,460</u>人) (内訳) 協会実施分 <u>15.2%</u> (実施見込者数：<u>2,460</u>人) アウトソーシング分 <u>6.2%</u> (実施見込者数：<u>1,000</u>人) <p>○被扶養者（受診対象者数：<u>1,165</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 <u>9.0%</u>（実施見込者数：<u>105</u>人） (内訳) 協会実施分 <u>7.7%</u>（実施見込者数：<u>90</u>人） アウトソーシング分 <u>1.3%</u>（実施見込者数：<u>15</u>人） <p>iii)重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託を利用することにより、未治療者に対する受診勧奨をこれま 	<p>○特定保健指導対象者減への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年の特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導対象の見込み者を絞り込み、生活改善勧奨を行う。 ○協会保健師等のスキルアップ ・支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導を実施する ・評価終了者へアンケートを実施し、その結果に基づき、より効果的な指導方法を検討する。 <p>■KPI：特定保健指導の実施率を <u>16.8%</u>以上とする (実施見込者数：<u>2,880</u>人 実施対象者数：<u>17,135</u>人)</p> <p>○被保険者（受診対象者数：<u>15,963</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 <u>17.5%</u>とする (実施見込者数：<u>2,790</u>人) (内訳) 協会実施分 <u>15.0%</u> (実施見込者数：<u>2,400</u>人) アウトソーシング分 <u>2.5%</u> (実施見込者数：<u>390</u>人) <p>○被扶養者（受診対象者数：<u>1,172</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 <u>7.7%</u>（実施見込者数：<u>90</u>人） (内訳) 協会実施分 <u>6.8%</u>（実施見込者数：<u>80</u>人） アウトソーシング分 <u>0.9%</u>（実施見込者数：<u>10</u>人） <p>iii)重症化予防対策の推進</p>
---	---

<p>での二次勧奨のみではなく、一次勧奨者にも再度働きかけを行う等して、確実に実施する。</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における勧奨予定人数 <u>4,300人</u> (内訳)</p> <p>文書勧奨： <u>4,000人</u> (本部が実施した一次勧奨実施者のうち、不達者以外)</p> <p>電話勧奨： <u>300人</u> (血圧が <u>200/120</u> 以上、空腹時血糖値 <u>200</u> 以上 HbA1c が <u>10.0</u> 以上の者)</p> <p>■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.9%</u> 以上とする</p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業予定実施人数 <u>12人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。 <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員委嘱事業所を中心に健康宣言事業所数の拡大を図る。 健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート(事業所カルテ)等を配布することを含め、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくりの推進をサポートする。 山梨県の健康経営認定制度(やまなし健康経営優良企業認定事業)の導入にあわせて連携した広報を行い、健康宣言事業所数の拡大を図る。 <p>(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 < I・II・III ></p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌の定期発行等を通じて、加入者に対して分かりやすくタイムリーな情報を発信する。リーフレットやチラシを作成する際、ナッジ理論 	<p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 <u>504人</u> (電話 <u>24人</u> 文書 <u>480人</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果に基づく文書指導を行う。 一次勧奨で「受診予定」と回答した方を中心に電話勧奨を実施する。 <p>■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.0%</u> 以上とする</p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業予定実施人数 <u>12人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。 <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員委嘱事業所を中心に健康宣言事業所数の拡大を図る。 健康宣言事業所に対して、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)等による健診・医療データ提供やフォローアップ方法を確立し、健康経営の推進をサポートする。 <p>(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 < I・II・III ></p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌の定期発行等を通じて、加入者に対して分かりやすくタイムリーな情報を発信する。
---	---

論等を活用するなど、加入者の行動変容に結びつく効果的な広報を行う。

- ・山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取り組みを一般の方々にも広く発信していく。
- ・新生児のいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、医療機関の適切な利用を周知する。
- ・健康保険委員の委嘱者数の拡大を図るとともに、研修会や健康づくりイベントの開催、定期的な健康情報の提供等を通じて、健康保険委員活動を活性化する。
- ・広報の専門家による添削等を通じて広報担当者の広報スキル向上を図る。

■KPI: ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 45.2%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進 < I・III >

・国の目標（令和2年9月までに使用割合を80%にする）に向けた各種取組みを着実に実施する。

- ・ジェネリック医薬品の特長を記載した「お薬手帳カバー」を作成し、薬剤師会と連携のうえ、薬局を通じて協会加入者に配布する。
- ・医療機関や薬局毎の使用割合等のデータを活用し、関係者への働きかけを行う。
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの効果がさらに着実なものになるように、広報や情報提供等を行う。ジェネリック医薬品軽減額通知については、本部送付分に加えて、アレギー薬の使用情報に基づ

- ・山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取り組みを一般の方々にも広く発信していく。

- ・出産育児一時金の申請があった加入者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、医療機関の適切な利用を周知する。
- ・健康保険委員の委嘱者数の拡大を図るとともに、研修会や健康づくりイベントの開催等を通じて、健康保険委員活動を活性化する。

■KPI: ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 44.8%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進 < I・III >

- ・ジェネリック医薬品の特長を記載した「お薬手帳カバー」を作成し、薬剤師会と連携のうえ、薬局を通じて協会加入者に配布する。

- ・医療機関や薬局毎の使用割合等のデータを活用し、関係者への働きかけを行う。

- ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの効果がさらに着実なものになるように、広報や情報提供等を行う。ジェネリック医薬品軽減額通知については、本部送付分に加えて、アレギー薬の使用情報に基づ

<p>く支部独自の通知を作成し、アレルギー薬の使用ピーク前に送付すること、効果的な切り替えを促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マスメディアや公共交通機関を活用し、ジェネリック医薬品の特長を広く訴え、ニーズを喚起する。 ・ 保険者協議会を通じて他保険者との情報共有を行うとともに、山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。 ・ 研修会や健康づくりにイベントでの広報物配布、施設での広報物備付け、公用車へのPR用マグネットシート貼付等、広報活動にあらゆる場を活用する。 ・ <u>県が作成した「汎用性後発医薬品リスト」を活用したツールを作成し、医療機関や薬局へのツール配布を通じて県内の一般処方箋の拡大及び使用割合の向上を図る。</u> <p>■KPI：支部のジェネリック医薬品の使用割合を <u>80.0%</u>以上とする</p> <p>(5)インセンティブ制度の本格導入 <Ⅱ・Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度の実施結果を踏まえ、<u>評価（順位）向上に向けた効果的な取り組みを行う。特に評価の低い指標について、取組みを強化する。</u> ・ <u>引き続き丁寧な周知広報を行うとともに、実践すべき行動を具体的に示すことで、事業所や加入者の行動変容を促進する。</u> ・ 評価項目の進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて取り組みの見直しを行う。 <p>(6)医療データの分析に基づき地域医療体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 <Ⅰ></p>	<p>支部独自の通知を作成し、アレルギー薬の使用ピーク前に送付すること、効果的な切り替えを促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マスメディアや公共交通機関を活用し、ジェネリック医薬品の特長を広く訴え、ニーズを喚起する。 ・ 保険者協議会を通じて他保険者との情報共有を行うとともに、山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。 ・ 研修会や健康づくりにイベントでの広報物配布、施設での広報物備付け、公用車へのPR用マグネットシート貼付等、広報活動にあらゆる場を活用する。 <p>■KPI：支部のジェネリック医薬品の使用割合を <u>75.3%</u>以上とする</p> <p>注) 平成31年度より使用割合の測定方法が変更、75.3%は新測定方法による目標</p> <p>(5)インセンティブ制度の本格導入 <Ⅱ・Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度の実施結果を検証し、<u>検証結果を踏まえ、引き続き丁寧な周知広報を行う。</u> ・ 評価項目の進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて取り組みの見直しを行う。 <p>(6)医療データの分析に基づき地域医療体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 <Ⅰ></p>
---	--

・加入者が効率的な医療を享受できるよう、山梨県国民健康保険運営協議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、地域職域保健事業連携推進協議会、後期高齢者医療懇話会等において意見発信を行う。

・保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取り組みを行う。

・県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。

・地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。

■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする

②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する

・加入者が効率的な医療を享受できるよう、山梨県国民健康保険運営協議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、地域職域保健事業連携推進協議会、後期高齢者医療懇話会等において意見発信を行う。

・保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取り組みを行う。

・県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。

・意見発信を行うために、被用者保険参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議への参画数拡大）するため、県へ参画を要請する。

■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする

②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する

<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>(1) 業務処理体制の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務処理体制の検証を行い、戦略的保険者機能に係る業務強化のための人員へのシフトを行う。 <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の職員が組織目標の理解を深め、その達成に必要な個人目標を設定し、与えられた役割を遂行することで組織目標の達成につなげていく。 <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJT (On the Job Training) を中心に据えるほか、各種研修等も効果的に組み合わせて「自ら育つ」職員を育成する。 ・支部の課題等に応じた支部研修を実施し、職員のスキルアップを図る。 <p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達見込み額が100万円を超える案件は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達委員会に置いて妥当性の審査を行い、調達結果等をホームページに公表する。 ・参加が予想される業者への周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間を設定し、多くの業者が参加しやすい環境を整備することで一者応札案件の減少に努める。また、入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への声掛けを行う。 <p>■KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について前年度以下とする。なお、今年度において一般競争入札が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。</p>	<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>(1) 業務処理体制の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務処理体制の検証を行い、戦略的保険者機能に係る業務強化のための人員へのシフトを行う。 <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の職員が組織目標を理解し、それを達成するための個人目標を設定し、与えられた役割を遂行することで組織目標の達成につなげていく。 <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJT (On the Job Training) を中心に据え、それに各種研修等を効果的に組み合わせて「自ら育つ」職員を育成する。 ・支部の課題等に応じた支部研修を実施し、職員のスキルアップを図る。 <p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達見込み額が100万円を超える案件は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達委員会に置いて妥当性の審査を行い、調達結果等をホームページに公表する。 ・入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行い、一者応札案件の減少に努める。 <p>■KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について前年度以下とする。</p>
---	--

<p>(5) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none">・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練等を通じて、リスク管理体制の整備を図る。・コンプライアンス・個人情報保護について、研修等により法令等規律の遵守を徹底する。	<p>(5) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none">・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練等を通じて、リスク管理体制の整備を図る。・コンプライアンス・個人情報保護について、研修等により法令等規律の遵守を徹底する。
---	---